

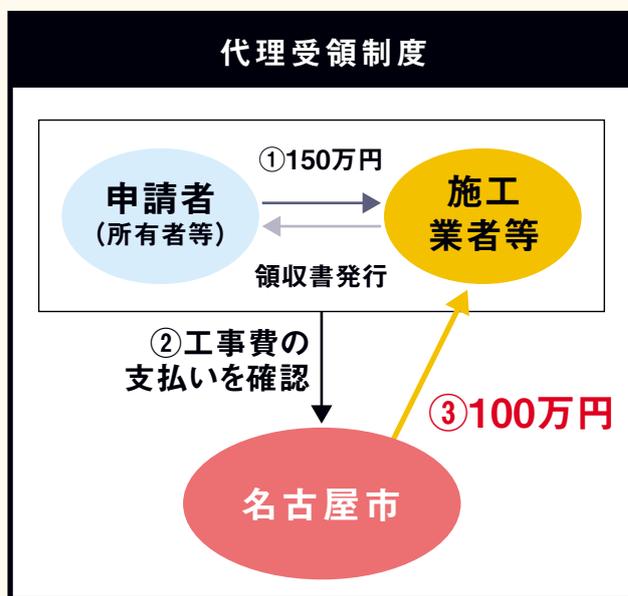
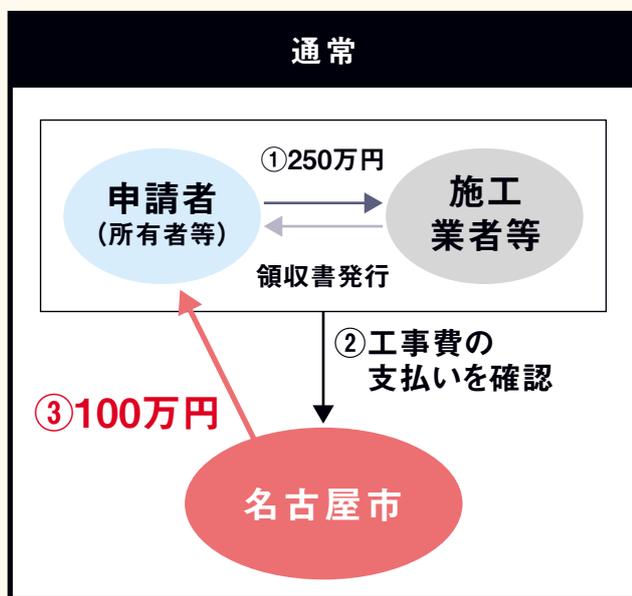
耐震助成の補助金の受領に

代理受領制度 が使えます

【代理受領制度とは】

▷ 申請者（所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（施工業者等）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

・木造住宅の耐震改修工事で、工事費250万円、補助金100万円の場合で例示してあります。



お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

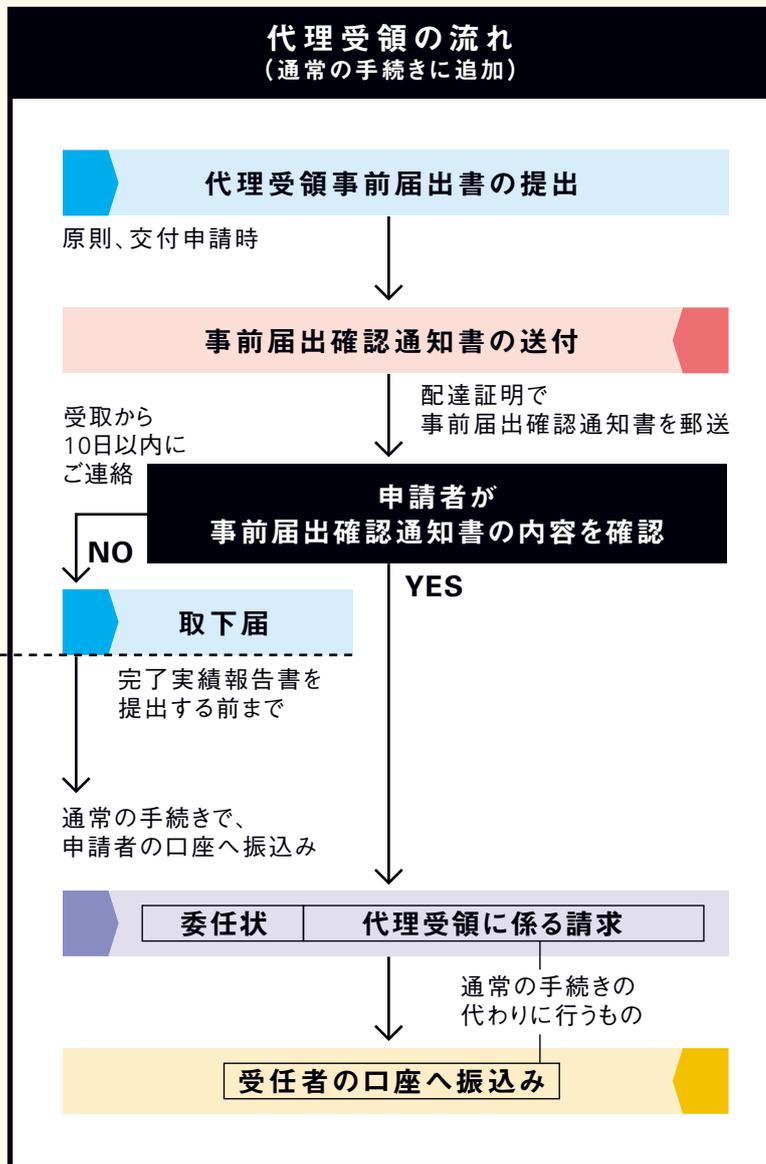
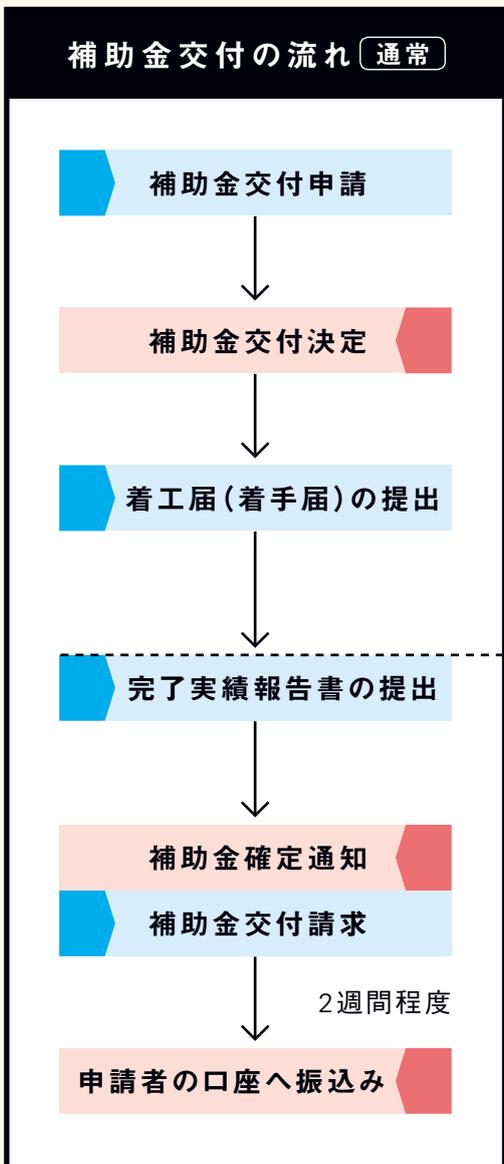
TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



代理受領制度を利用するには

申請者（所有者等）と受任者（施工業者等）との**合意が必要**です。制度の利用を希望される申請者は、契約する予定の方とよく話し合ってください。



申請者→市長 市長→申請者 受任者→市長 市長→受任者

◎申請様式は、ダウンロードできます。

[名古屋市 代理受領](#)

検索



申請者（所有者等）の方へ

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、**配達証明で事前届出確認通知書を郵送**します。この通知書の受け取りがない場合、代理受領制度を利用できなくなることがありますので、ご注意ください。

受任者（施工業者等）の方へ

代理受領の受任者となるには、**事前に名古屋市への口座振替の登録が必要**です。口座振替登録の方法は名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

[名古屋市 口座登録](#)

検索